

駐車場利用規約

当駐車場をご利用の際には下記規約（駐車場利用規約）に従っていただきます。

第1条（駐車スペースの提供）

当駐車場は短時間駐車する為のスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。また阪急阪神エステート・サービス（以下「管理者」という）の許可なく、当駐車場において営業行為を行うことを禁止します。

第2条（管理者の免責）

管理者は、次の事項について一切の責任を負いません。

- （1）当駐車場内における車両もしくはその積載物の盗難、紛失または毀損。
- （2）当駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の第三者の行為または駐車場内に存在する車両、もしくはその附属物もしくは積載物に起因して被った損害、不正駐車による出庫妨害、その他当駐車場内で発生した管理者の責に帰し得ない事由に起因して被った損害。
- （3）天災地変、自然災害、戦乱、暴動、その他不可抗力の事象発生に伴い被った損害。
- （4）当駐車場及びその周辺の工事・催事などの交通規制による一般車両の入出庫制限に起因して、当駐車場の利用者が被った損害。
- （5）当駐車場内の機器等のトラブル処理に、利用者が要した時間、機会損失等、及び利用者の判断により、無理に入出庫したことが原因による車両への損害。

第3条（駐車料金）

当駐車場の利用者は、駐車場に掲出された料金額・料金体系に従い、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。

第4条（駐車時間）

連続での駐車場のご利用は48時間以内（管理者が当駐車場の閉鎖予定時期を掲示している場合は当該時期まで）に限ります。これを超える場合は事前に緊急連絡先にご連絡ください。

第5条（駐車制限）

- （1）当駐車場に駐車できる車両のサイズは下記の管理者基準に該当するものに限ります。

但し、駐車場及び駐車スペースによっては下記以外の基準を設けている場合もあります。

●一般車室

長さ 5.0m 以下 幅 1.9m 以下 高さ 2.0m 以下 重量 2.5 t 以下 地上高 15cm 以上

●小型専用車室

長さ 4.7m 以下 幅 1.7m 以下 高さ 2.0m 以下 重量 2.5 t 以下 地上高 15cm 以上

●軽専用車室

長さ 3.4m 以下 幅 1.48m 以下 高さ 2.0m 以下 重量 2.5 t 以下 地上高 15cm 以上

※改造車及び車体の下部にプラスチック樹脂のカバーを取り付けている車両の駐車はお断りします。

(2) (1) に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

1. 最低地上高が 25cm を超える車両等、車両入庫認識装置が作動しない形状の車両。
2. オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
3. エアロパーツ及び改造パーツ装着車等、ロック板との接触により入出庫障害を起こすおそれのある車両。
4. 無登録車両、車検切れ等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
5. 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
6. 自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
7. 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
8. 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
9. 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設または機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
10. 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(3) (1) (2) の定め適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて判断するものとします。

(4) (1) の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。

(5) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者またはその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りさせていただきます。

第 6 条（駐車場の入出庫）

(1) 駐車場に入出庫する際は、周囲の安全を確認してください。

(2) 機器、施設を破損させた場合は速やかに緊急連絡先へご連絡ください。

(3) 当駐車場がフラップ式駐車場の場合、以下の事項を遵守・承諾いただきます。

1. 入庫後3分でフラップ板が上昇します。料金精算後は5分以内に出庫してください。
5分後にフラップ板が再上昇し、再度、料金をご精算頂く事になります。
2. 入出庫時、フラップ板が下がっている事を確認せず、車体等が破損した場合、補償等は一切いたしません。
3. フラップ板の通常稼働中の接触による傷等は一切補償いたしません。
4. スライドドアの開閉に際し、フラップ板、バリカー等の接触による車両の傷、破損等は一切補償いたしません。
5. 駐車料金は出庫時にお支払ください。ご利用者様による車室ボタンの押し間違いや、操作ミスに対しての補償や返金は一切いたしません。

(4) 当駐車場がゲート式駐車場の場合、以下の事項を遵守・承諾いただきます。

1. 入庫時は、車両を入口発券機の前に横付けして、発券機から駐車券を受取、ゲートバーが上がったことを確認して、空いている車室に駐車してください。
2. 出庫時は、車両を出口発券機の前に横付けして、駐車券を精算機へ挿入し、表示された料金を支払い、ゲートバーが上がったことを確認して、出庫してください。
3. 入庫時駐車券取得後、または出庫時料金精算後の車両後進厳禁
入庫時駐車券取得後、または出庫時料金精算後に、切り返し、釣り銭・領収書の取り忘れ等で車両後進するとゲートバーが下降しますので車両後進はしないでください。
4. 駐車券の取扱いの注意
駐車券・定期券の取扱いには十分ご注意ください。曲げたり磁石に近づけたりしますと入出庫できなくなります。
5. 駐車券の紛失・取り忘れの注意と、紛失・取り忘れの場合の取り扱い
駐車券の紛失・取り忘れにご注意ください。駐車券の紛失・取り忘れで出庫する場合、規定料金を徴収させていただくとともに、ご返金できませんのでご了承ください。なお、後日駐車券が発見された場合は領収書との差額を返金いたしますので、精算時に領収書を受取りのうえ後日緊急連絡先にご連絡ください。
また、管理者において最長駐車時間を超えて駐車されたことを確認し、その駐車料金が上記規定料金を超えるときは、当該駐車料金全額をお支払いいただきます。

第7条 (禁止事項)

当駐車場の利用者は次のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。下記の事項に該当する場合は、違約金3万円を管理者に支払わなければなりません。

1. 駐車機器へのいたずら行為
2. 管理者の許可なく当駐車場において営業行為を行うこと
3. 駐車場内で喫煙及び火気を利用する行為

4. 駐車後エンジンを切らない行為
5. 大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話声、宿泊、洗車等、近隣または他人の迷惑になる行為
6. 駐車場内へのゴミの放置、立小便等、不衛生な行為
7. 飲酒運転（薬物等を含む）による利用
8. 駐車の際や精算の際に利用する以外の機器・設備等に触れること
9. 路面または看板等に月極マークが表示されている月極契約者専用のスペースに駐車すること
10. 場内において時速 8 km 超で走行すること
11. 駐車場内事故発生時に、場内から場内掲示の緊急連絡先へ連絡を行わないこと
12. ゲートバーの下をくぐる、歩行する等の行為
13. その他前各号に類する行為

第 8 条（不正駐車）

- (1) 以下の場合には不正駐車とみなし、警察への通報、車両のチェーン等の施錠、駐車位置の変更（レッカー移動）、利用者または所有者を確知する為に必要な限度においての車両調査等必要な処理を講ずることが出来るものとします。
 1. 事前の連絡がなく 48 時間を超えた駐車行為
 2. 駐車制限に違反した車両の駐車行為
 3. 車室枠線をまたがる駐車行為
 4. 枠線からはみ出した駐車行為
 5. 車室以外への駐車行為
 6. 駐車料金の精算が完了せずに出庫、または出庫しようとする行為
 7. フラップ板の上にタイヤを乗せた駐車行為及びフラップ板手前への駐車行為等、駐車料金を偽り不法の利益を得ようとする行為
- (2) (1) の上記に該当する場合、利用者(所有者及び同乗者含む。)は、①正規駐車料金、②損害賠償金(チェーン等の施錠、レッカー移動費用等実費諸費用)及び③違約金 10 万円を管理者に支払わなければなりません。

第 9 条（放置車両の取り扱い）

- (1) 当駐車場の利用者が、管理者への届出を行うことなく 7 日間を超えて車両を駐車している場合、管理者は、これらの利用者に対して、駐車場において掲示することにより、管理者は利用者に対し指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。
- (2) (1) の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないときまたは管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者

は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対し、通知または駐車場において掲示することにより、指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡請求、またはその他事情のいかんを問わず何らの異議を申し立てないものとします。

- (3) (1) (2) の請求を書面により行ったにもかかわらず、管理者が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、管理者は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 管理者は、(1) の定めにより指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 管理者は、(1) の場合において、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができるものとします。
- (6) 管理者は、(1) の場合において、管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 管理者は、所有者等が車両を引取することを拒み、もしくは引取ることができず、または管理者の過失なくして所有者等を確知することができない場合であって、所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から1ヶ月(人の生命身体または財産の保護のため緊急の必要がある場合は速やかに)を経過した後、所有者等に対して通知または駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 管理者は、(7) の定めにより車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示するものとします。
- (9) 管理者は、(7) の定めにより車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに損害賠償金(車両の保管、移動及び処分のために要した費用を含むがこれに限られない)、違約金を控除し、なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。

第 10 条 (利用者の損害賠償の責)

当駐車場の利用者が、当利用規約もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合、故意または過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合はそれにより管理者が被った損害(その結果駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償していただきます。

第 11 条 (利用規約の変更)

- (1) 当利用規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲内において、変更できるものとします。
- (2) 前項による当利用規約の変更の際には、変更後の規約内容と適用開始日を、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める適用開始日から変更後の規約が適用されるものとします。

第 12 条 (その他)

当利用規約に定めのない事項は、全て管理者の指示に従ってください。

第 13 条 (管轄裁判所)

本駐車場利用に関する紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上